



「されど、どうなことがあります。」と存じます。」と、こう言つておるのです。

そうして、第二回の答弁が最も重要な点でございまして、「ただいまの御質問に対しまして私の見解を申し上げます。先ほど申し上げたことと同じことだと思いますけれども、歳入はやはり予算の見積りであります。従つて、これを実際実行する場合に、税法であるとかその他規則法規、すなわち実体

法規が通つていなければ、その部分についてはさらに実行できません。それたとしても、実行できる部分はもちろん実行できるのであります。それだけ申し上げればいいかと思います。」

そこで、こう言つておるのに、この通り林君が言つてくださいれば問題は起らない限り、かりに本予算が國会を通過したとしても、その執行は不可能であるということを明言されたのであります。しかばねれ／＼は、執行不可能な予算を審議するということは明らかに國会の権威を傷つけることだと思うのであります。」と、明らかに違つておるのであります。(拍手)そこで私は、これは故意であるか過失であるか、故意であるならば当然許すことは出来ない。過失であつても私は許すことはできないと思う。(拍手)

諸君、思うに共産黨當日ごろにやつておる行動は、おおよそかくのごと

議会外において、大衆の面前などで、ゼスチニアを使つて、赤旗を振つたりなどしてやる場合なら、まあこれもむを得なかろうと思うふしもある。本衆を欺瞞することはできても、神聖なる國会を彼らは欺瞞することはできまい。(拍手)しかも、この明らかな事実、この証拠を諸君の力をもつてしては隠蔽することができないのである。(拍手)

から、言論に関するることなど  
がまんしておきたいと思  
でもたび々機会はあつ  
權威のために、しばらく  
んしようと思つておつた。  
あらゆる法案に對して、や  
すこと、實に見るにたえ  
を、断じてこれは許すこと  
い。(拍手)

ら、その際一身上の弁明に立てたるう。其産の林君の私を懲罰委員会に付すべしとの勧議に対する一身上の弁明は相当体的に詳しく述べておる。云々（拍手）

そこで私は、この問題は單に林君を責めるであらず、私はこの事実、眞由法千万ではな

〔林百郎君登壇〕  
○林百郎君　ただいま問題になつておられます、十六日における私の本会議場における発言は、予算の違憲性を論じたのであります。そして私は、かりにこの予算そのものの違憲性とは別に、実際問題としてこの予算が国会を通過したとしても、その執行の前において重大な支障を來すものであるといふことを論じたのであります。その際、議院運営委員会における入江法制局長の説明を参考までに一例として引用したのであります。懲罰動議の趣旨弁明の方よりますれば、その引用が曲解もなほだしいというのであります。そこで今私の発言と入江法制局長の発言を速記録によつて対照してみたいと思うのであります。

林百郎

郎君集



言中にに入江衆議院法制局長の法的見解を引用しなのであります。この引用が事実と相違しておつたということをとらえて、椎熊三郎君は、林百郎君が略壇した後、議事進行に名をかりて演説に上り、次のように発言したのであります。すなわち、前の方は省きますが、「うそ、嘘偽を本会議場に披瀝して審議に重大なる過誤を生ぜしめるがとき悪例を残することは、新憲法下断じて許されないから、私はあらためてことに、議院の神聖保持のために、同僚林百郎君を懲罰委員会に付することを要求するものであります。諸君、この私の懲罰動議に対しても討論は用いられないであります。ただちに賛否を決して御決定願いたい。」こう発言しておるのであります。そうして椎熊君は、この発言が終ると間もなく、成規の手続を経て林百郎君の懲罰動議を本院に提出したのであります。

そこで、われ々が問題にしたい点は、まず第一に、議事進行に名をかりて、議員の一身上の重大問題を——成規の手続を経ることなく、突如として懲罰動議を提出した件であります。御案内のとく、國会法第二百二十一條においては「議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することが出来る。」とあつて、二十名以上の賛成がなければ懲罰動議は提出できないことになつておるのであります。椎熊君は、まず本会議で懲罰を要求しておきながら、そのあとで成規の手続をふんだんにすぎないのであります。これは國会法を躊躇し、國会の権威と秩序保持のためには許し得ないものであると思うのであります。

本人の一言の弁明も聞かないで、独断的に曲解にあるいは欺瞞したとか、うそ、虚偽を本会議場に披瀝したとかいうような言葉を使って、同僚議員を不當に侮辱するがごとき発言をしておるのあります。林百郎君の引用した入江局長の見解の内容と、同氏が議院運営委員会で発言したその内容とは、いささか正確を失いておる点はあるのであります。しかし、これをしてただちに曲解あるいは欺瞞と断ずることには、少くとも同僚議員に対し礼を失した言動であると私は考えるのであります。発言の内容を誤り伝えたことについて、それが善意であつたか惡意であつたかは、本人の弁明を待つて判断することが望ましい態度であろうと思ひます。昨日の議院運営委員会における、また先ほどの林君の弁明によつても明らかのように、林君が惡意ではなく、あやまつてあのような発言をしたのであり、不徳のいたすところであつたと言つて、その過失を認めておるのあります。かかる態度をもつて臨んでおられる林百郎君を、曲解、欺瞞、うそ、虚偽といふことを言葉をもつて非難するが如きことは、議員としてあるまじき言動であると私は認定せざるを得ないのであります。(拍手)

の興奮した空氣の中で、突如として動議を提出しておるのであります。これは懲罰のための懲罰動議と言われても弁解の辞はないでありますよ。(拍手)議員が懲罰動議を提出する権限を有することは國会法の認めておるところであります。しかし、いかなる権利といえども、その濫用は許されないのであります。民法第一條におきましても、「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要義」とあり、「権利ノ濫用ハ之ヲ許サズ」と民法第二條は規定しております。懲罰動議権の行使も、また信義誠実の原則に従つて行使されねばなりません。濫用は許されないのであります。椎熊三郎君の林本郎君に対する懲罰動議は、懲罰動議権の濫用と考えます。かかる動議権の濫用を許しますならば、ささいなことで懲罰動議が提出されることによりまして、國会内の言論が本当に束縛せられることになるのであります。われくは、國会の權威保持のために、かかる軽率乱暴な動議の提出は許されないと信じます。

者は、三つの論拠をもつて私を懲罰委員会の議に付すべしとの動議を提出せられました。ただいま趣旨弁明を承りますと、第一の点は議事進行の発言で、第二は同僚議員に対する侮辱行為があつたという、第三は議員の権利の濫用であるという、この三点によつて私を懲罰委員会の議に付せようといふのであります。

諸君、議事進行の発言によつて懲罰の動議を出すということを発言するところが何で不當なのでしょう。あなたは知らない。あの際動議を出しても不当ではございませんぞ。動議を出しても不當ではない。それから動議とは……（発言する者多し）よく聞きなさい。教えて上げますから——提案者が一人だけではできる」とではないのです。これに賛成者がなければいかぬのです。ですから、成規の賛成者とは、あなたも引用せられた國会法によるところの二十名以上の賛成者、それがなければいかぬ。ところが、國会の議場内における各党の院内交渉係が、一たび事務総長のところへ申し出るとき、わが党賛成なりとの言明だけでその党全體が賛成者となつておる慣例が、今までずっと続いておる。言葉でいい。そこで、私の方は実は三十七名あります。私以外に三十六名、当日の登院者三十二、三名が賛成者というところでござりますから、これは成規の手續……（発言する者多し）それは突然でいいですよ。そこで、なお急のため、その発言をすると同時に書面をもつて出しておる。それから議事進行の発言に、林百郎君を懲罰動議に付さざればこの予算審議

に重大なる障害を與えるということが私の発言である。これを黙過しておつたのでは、林君の言動を信頼して、憲法違反の予算を政府と多数党がむりじいにしたという印象を受ける人があるかも知れません。それはたいへんなことではないか、それだから議事進行上黙つてはおかれません。議事進行上まず彼を懲罰委員会の議に付せよ、こういうことを言つて、私はこの予算審議の結果に支障なきを期待したのでござります。

第二は、同僚議員を侮辱したということとは——國會議員として同僚議員を侮辱しては相ならぬことは議事規則等にもござります。よつて私は、慎重の上にも慎重を期して、この林君の発言そのものが虚偽であるということ——この私の言つたことが間違いであるならば、あなたが指摘せられるよう侮辱することになりましょう。しかるに、本人が認めておる通り、速記録にも明らかな通り、彼はまったく虚偽の事実を発言したということには間違いない。(拍手)これでは同僚議員の侮辱と相なりません。

なお第三の権利の濫用に至りましたは、実にこつけい千方百でございます。諸君も常に権利の主張をなさるが、われわれといえども國會議員の権利を尊重いたします。諸君、われ々が動議を提出するの権利は、國會議員として重大な権利である。しかも成規の手続きをもつてこれをなす、だれがこれを制肘することができるか。かかるに諸君、濫用とは何ぞや。権利の濫用となる権利の不当行使なのであります。正当なる権利の行使は、権利の濫用では断

じてございません。(拍手)たとえば交通整理の巡回が、交通違反者を何百回、何千回取締つても、これは違反者に対しても権利の濫用ではない。(拍手)たとえば、もつと具体的な例は、すりが電車の中で刑事につかまるや、何回もつかまつたというので、そのつかまつたりが刑事に向つて、お前は何度もわしをつかまえるから権利の濫用だと言つたら、諸君はどうして承知できる。(拍手、笑声)正当なる権利の行使は濫用では断じてない。

そこで、私の権利が正當なる権利の行使なりやないなやが問題になる。議事進行の発言を求めて議長が許せば、議事進行に関する発言ができます。私は議事進行の発言をなしつもりであります。それから、懲罰動議を出すのは議員たるわれ／＼の権利であつて、成規の手続をもつて事務局がこれを受理するにおいては、断じて権利の不当濫用ではございません。しかも、この権利の濫用がこの動議提出にあつたとあらば、懲罰動議というものは提出者ただ一人では出来るものではない。これに二十名以上の賛成者がなければならぬ。従つて、動議提出が権利濫用だとならば、提出者だけをもつて懲罰動議の対象とすることはできないのです。提出者だけでは成立しないことなんです。二十名以上の賛成がなければいかぬ。現に、わが党は三十名以上、大会派と称せられる民主自由党にすら三十名近い賛成者がある。これらを何あなたが称する権利の濫用の一部分をなしているものとして指摘しないのか。あなたの理論構成は、この点においても矛盾横濱でございます。(拍手)

諸君、なお私は一言したいことがあります。旧來の國会にもしばゞございましたが、一度他の会派から懲罰動議が出たが、ひつこめるからお前の方もひつこめろ出ると、何もないのに、その者に向つて反対側から懲罰動議を出す。そうして陰にまわつて、これはおれの方もとも、私は見て參りました。そういうやみ取引は、新聞会、新憲法のもとでは断じて排除しようではないか。(拍手)私が懲罰動議を出すや、林君は急遽あの行爲に出て、昨日以來本朝に至る。私は、共産党としては共産党らしくないやり方だと思う。彼らに自罰動議をひつこめるから、何とか林の懲罰動議をひつこめてくれと頼んでおる。私は、共産党は椎熊に対する懲罰動議をひつこめるから、何とか林の懲罰動議をひつこめることも共産党は要旨を失いておるから、懲罰動議の成立にはならぬではないかという見方が多数であったが、私はあえて発言を求めて、こといやしくも共産党に關する問題であるから、本会議の席上、多數の傍聴者の前で、いかに共産党が卑劣な行動、卑怯な行動をもつて論争しつつあるかを争つて見たい、よつて私は、どちらが正当であるか、どちらが正々堂々たる態度であるかを本会議の席上で明らかに決定していただきたい。あれむべし、私は指摘したい。林君のごときは、うろたえさわいい。林君のごときは、うろたえさわいで、目に涙して泣訴陳願しておる状態は、断じて許すことができません。

議席を有し、今日まで國會議員としての職にあるゆえんのものも、日本再建復興のために重大なる支障を來す彼ら共産主義者一味の者どもと命にかけて対抗したいと、いうことが私の念願であるからでございます。よつて、この絶好の機会にあたつて、林君の懲罰の動議が正しいか、椎熊三郎提案の懲罰動議が是なりや、諸君の公正なる判断をお願いしたい。すなわち、日本國会の神聖保持、議員の品位堅持のため、しかももう一つ附加して、共産主義者一派の議会における闘争戦術がいかに卑劣陰険きわまるものであるかといふ点を暴露いたしまして、諸君の賢明なる御判断に訴えたいのでござります。いささか言葉はそまつではございましたが、この際一身上の弁明のために、しばらく清聴を煩わした次第でございます。(拍手)

告を求めます。内閣委員長齋藤隆夫君。括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長齋藤隆夫君。皇室経済法施行法の一部を改正する法律案。皇室経済法施行法の一部を改正する法律。皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第七條中「二千万円」を「二千八百  
万円」に改める。  
第八條中「三十六万円」を「六十五  
万円」に改める。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。  
日本國憲法第八條の規定による議決案  
天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族は、皇室経済法施行法第五條に規定するもの之外、見舞及び獎勵のために、昭和二十四年四月から昭和二十五年三月末までの間ににおいて、二百五十万円をこえない範囲内で賜與することができる。  
日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

おりますところの皇室経済法施行法の一部を改正する法律案並びに日本國憲法第八條の規定による議決案、これに関する内閣委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず本法律案並びに本議決案の要旨を申し上げますと、本法律案は、皇室諸般の費用のうち内廷費及び皇族賃物價水準等にかんがみまして、本年度よりまして、昨年度内それべ二千五万円及び三十六万円となつておるのであります。ところが、経済情勢並びに物價水準等にかんがみまして、本年度はそれべこれを二千八百万円及び六十五万円に増額せんとするものであります。また本議決案は、天皇その他内廷にある皇族が、災害その他のお見舞あるいは各種の御奨励等のためになされる賜與額、これが一箇年間に二百五十万円近くに上る見込でありますので、これらの場合、その都度國会の議決を要することが事実上困難でありまするのみならず、その目的も定まつておりますので、これを、本年度は物價情勢に照應いたしまして、これを三百五十万円に定めようとするものであります。

この法律案並びに本議決案は、去る十四日内閣委員会に付託されまして、十五日、増田官房長官より提案理由の説明を受け質問を行い、十六日、共産党の木村榮君より反対の討論があり、民自党の小川原政信君より賛成の討論がありました後、採決の結果、多数をもつて両案とも原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)





の一部を次のように改正する。

第五條中「貿易資金」を「貿易特別会計の事業費勘定」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第一号)第七條、

第八條及び第十一條の規定は、

この会計の予算及び決算につい

て、これを準用する。この場合

において、第七條及び第十一條

中「商工大臣」とあるのは「法務

省令」と、第八條中「事業費、經

費及び清算の三勘定に分け、各

勘定のうちにおいて、歳入の性

質及び歳出の目的に従つて」と

あるのは「歳入の性質及び歳出

の目的に従つて」と読み替える

ものとする。

第六條 第一條及び第五條の規定

による買上は、貿易特別会計の

事業費勘定の負担において行

う。

第十七條 貿易公團法の一部を次のように

改正する。

第四條第三項中「貿易資金」を

「貿易特別会計に改める。

貿易公團法の一部を改正する法

(昭和二十四年法律第十九号)の

一部を次のように改める。

附則第四項中「貿易資金特別会

計」を「貿易特別会計」に改める。

貿易特別会計法案内閣提出に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

米國対日援助見返資金特別会計法

案

米國対日援助見返資金特別会計法

(設置)

第一條 米國対日援助の見返の田資

金をもつて、米國対日援助見返資

金(以下「援助資金」という。)を設

置し、その歳入歳出を一般会計と

区分して経理する。

第二條 この会計は、大藏大臣が、

法令の定めるところに従い、管理

(管理)

第三條 援助資金は、米國対日援助

物資に係る貿易特別会計からの操

入金、運用資産の回収、処分等に

因る受入金及び資金運用に因る收

益金をもつて充てる。

第二條 前項に規定する貿易特別会計か

らの繰入金の額は、米國対日援助

物資のアメリカ合衆國通貨による

價額を大藏省令で定める換算率に

より日本國通貨に換算した價額に

相当する金額とする。

第三條 貿易特別会計からの繰入金の繰

入の時期は、政令で定める。

(援助資金の支用等)

第四條 援助資金は、通貨及び財政

の安定、輸出の促進その他經濟の

再建に必要な使途に充てるため、

國債に運用し、若しくは國債の償還に關する費途に使用し、又は公私企業に対する資金に運用し、若しくは公企業に対する資金に使用することができる。

第二條 前項の規定による運用に基く現用又は使用のための支出金をもつてその歳出とする。

第三條 第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入及び支出とみなす。

第四條 第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入及び支出とみなす。

第五條 第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入及び支出とみなす。

第六條 この会計においては、第三條第一項に規定する貿易特別会計

(歳入及び歳出)

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、こ

れを提出しなければならない。

第一條 前項の規定による歳入歳出決算とともに

國会に提出しなければならない。

第二條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の作製しなければならない。

第五條 国債の償還及び償却額総計表(援助資金の経理等)

第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

(歳入歳出予定計算書の作製)

第八條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國会に提出しなければならない。

第十條 この会計の歳入歳出予算は、

從つて款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十一條 この会計においては、第三

條第一項に規定する貿易特別会計

(歳入及び歳出)

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十二條 大藏大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予定計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、こ

れを提出しなければならない。

第一條 前項の規定による歳入歳出決算とともに

國会に提出しなければならない。

第二條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の作製しなければならない。

第五條 国債の償還及び償却額総計表(援助資金の経理等)

第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

(歳入歳出予定計算書の作製)

第八條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國会に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度にお

いて支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予定計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、こ

れを提出しなければならない。

第一條 前項の規定による歳入歳出決算とともに

國会に提出しなければならない。

第二條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の作製しなければならない。

第五條 国債の償還及び償却額総計表(援助資金の経理等)

第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

(歳入歳出予定計算書の作製)

第八條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國会に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度にお

いて支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予定計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、こ

れを提出しなければならない。

第一條 前項の規定による歳入歳出決算とともに

國会に提出しなければならない。

第二條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の作製しなければならない。

第五條 国債の償還及び償却額総計表(援助資金の経理等)

第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

(歳入歳出予定計算書の作製)

第八條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國会に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度にお

いて支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予定計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、こ

れを提出しなければならない。

第一條 前項の規定による歳入歳出決算とともに

國会に提出しなければならない。

第二條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の作製しなければならない。

第五條 国債の償還及び償却額総計表(援助資金の経理等)

第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

(歳入歳出予定計算書の作製)

第八條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國会に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度にお

いて支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予定計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、こ

れを提出しなければならない。

第一條 前項の規定による歳入歳出決算とともに

國会に提出しなければならない。

第二條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の作製しなければならない。

第五條 国債の償還及び償却額総計表(援助資金の経理等)

第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

(歳入歳出予定計算書の作製)

第八條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條



同様のものではないが、類似の前例はないではない、この規定は米國より援助を受ける歐州諸國の例においては双務協定において規定されている事項であるが、今日占領下においてはこの規定のごとくなる、またその規定の有無にかかわらず実質的には同じであるが、米國納稅者に対する關係上はつきり書いた方がよろしい、また國会の自由審議は當然であるとの答弁がございました。

関係はない。以上がその答弁の大体の内容であります。

ず、管理下にあるわが國の現状においてかわりはない、かかる規定は、むしろとかくの議論を紛淆せしめるおそれがあるがゆえに削除したいと考える、しかしながら、われわれがこの基金設置の趣旨に忠実に邁進する意味において、この削除しようとする條項の趣旨にかかるべき決議案を上程したい、そして、その決議案の取扱いについては委員長に一任したとの修正動議を提出されました。右

する意見を述べたいと思います。  
この法案の趣旨は、新しく  
徳田という会計を設置する  
のであります。この件  
といふものはどこから出で  
ます。これら問題があるので  
これは決して天から降ら  
るものでなく、また外から  
でもないであります。

また公共土木事業費は、今国会ははだしく節減せられておりまして、これは全國民が今年度におきましては非常な難局をしなければならない、たとえば災害防止費におきましても、あるいは六・三制の建設費におきまして、その他厚生関係の建設費におきましても、さしめ今度問題になつております國立病院などのいろいろな建設資金につきましても非常な金詰りであります。これをどうしてくれるか、こう

第二は、本資金の運用の範囲の問題であります。これに関する質疑に対しては、政府側の答弁は次の通りであります。第一は、本資金運用計画は総合した。第一は、本資金運用計画は総合資金計画の一環として安本長官が定める。本資金の運用計画は年間計画及び四半期計画として作成する。なお産業投資及び融資については、企業別細分計画を立て、具体的に定める。第二は、支出の関係はもっぱら財政法第三十四条の問題であり、大藏大臣が支出計画をきめる。大藏大臣はこの資金を管理し、右運用計画に基いて資金の運用を実行する。大藏大臣は予算責任大臣として、本資金運用に当つて予算執行上必要な調整を加える。第三は、安本及

てアメリカ議会で決定したもののが入っているのであるが、大部分は次年度のものであり、決定したものではない。二、この資金に関する資金運用計画では、鉄道、通信両会計建設公債のはまでは、まだ確定していない。三月、四月、五月におけるギャップに關しては、政府支拂い促進その他の方法によつて万金の考慮を拂う等の答弁があつた。

かくて十五日質疑を終り、十六日討論に入りました。まず民主自由党議員は、討論に入るにあたりまして、共産党を除く各派共同提案として次の修正動議を提出されました。修正案は「米國対日援助見返資金特別会計

の修正を除く他の部分については同委員会は全面的に賛成の意を表されましたが。次いで、社会党を代表して田中委員は修正案に賛成する旨を述べられました。なお統一して、共産党を代表して風早委員は原案に反対の意を述べられました。続いて、国民党協同党を代表して内藤委員は修正案に賛成するとともに、他の部分については若干の希望を付して賛成する旨を述べられました。かくて討論を終局し、右の修正動議を含む本法律案につき採決いたしましたところ、多數をもつて修正可決いたしました次第でござります。

右、はなはだ簡単でございますが、  
御報告申し上げます。(拍手)

かしながら政府当局は、この千七百五十五億円につきましては、これをまるで万能薬のごとくに、いろいろと二十四年度予算案の困難な事情に対しまして當にこの千七百五十億の見返勘定を別々に出しておられます。たとえば、長期資金が今回の予算では足りない、これは特に民自覚の諸君が、この二十四年度予算案はとかくモデル的な傾向がある、そして産業の建設面に金が出来ないであろう、この金詰りに対して非常なる不安を感じておられる、これらの方面から、しばしば長期資金はどうするという質問が

う質問を政府に出します場合に、これまた政府は必ず、いや最後においては千七百五十億円があるから、これが何とか融通されないでもない、こういふような答弁であつたのであります。

最後におきまして、いよく地方開拓付金の問題が、致命的な問題として各委員会に出て参りました。このときにもまた、予算委員会におきましても、あるいは地方行政委員会におきましても同様であります。この地方配付金の不足といふものに對しては、やはり一千七百五十億円で何とかなるであらう、といふはかない望みを與えておる。そして、これによりまして質問を封じて参つたのであります。

て大蔵省との協議に緊密な連繋を保ち、頗る効果のよいようである。安本に  
関する各担当官吏をもつて援助資金運用協議会をつくる。但しこれは諮問で  
あつて、責任は安本にあり、閣議にかけて決定する。民間意見については特  
別の機関を設けず、復興計画委員会を活用したい。第四は、日銀との関係に  
ついては、大蔵省の責任において、日銀は事務を取扱わせるのである。日銀  
の政策委員会は対日援助資金とは直接

四條第六項及び第七項を削る。」、その修正理由として同委員は、本資金は米國の好意的援助によるものであつて、その内容についてはとかくの意見は差控えるべきではあるが、立法関係について見るに、第四條第六項、第七項のごとき條項を國內法たる法律に規定することは前例に乏しく、かかる條項の方が多い方がよろしいであろうと思うとともに、その存置するといなとにかくわざわざ

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が  
あります。これを許します。風早八十二君。

〔風早八十二君登壇〕

○風早八十二君 私は、日本共産党を  
代表して、今上程されました米國対日  
援助見返資金特別会計法案並びに貿易  
特別会計法案の二案に対し反対の意  
見を述べるものであります。今、どう  
しても反対しなければならないその理  
由を申し述べたいと思います。

政府に對しても出ておつたのであります。しかし、これに對して政府は當に、これは大藏大臣にいたしましても安本長官にいたしましてもまつたく同様であります。常に、いや千七百五十億円の見返勘定があるから何とかなるであろう、こういう、きわめてあいまいなる答弁をやつております。しかも、これがある程度ききました、星自党の諸君も結局は黙つてしまふわけ

さて このようにして私は最後の  
決意としたしまして大藏大臣に聞いたの  
です。一体この千七百五十億円といら  
のは、今日政府にとつて、あるいはこ  
の二十四年度予算案にとつて、それは  
打出の小づちであるのか。これに對し  
まして池田大藏大臣は、その通りであ  
りますと認めたのであります。しかし  
ながら、はたしてこれが打出の小づちで  
あるかどうか。ここに根本の問題があ  
る。これが打出の小づちであつて、  
これを打ちさえすれば何でも足りない  
ものが出て来るというのであれば、こ

二九〇

副議長（岩本信行君） 討論の通告があります。これを許します。風早八十石。

政府に対しても出ておつたのであります。しかし、これに對して政府は嘗て、これは大蔵大臣にいたしましても

さて、このようにして私は最後の大蔵大臣に聞いたのです。一体この千七百五十億円といふのは、今日政府にとって、あらへば

風早八十二君登壇

討論の通告が  
す。風早八十  
日本共産党を  
政府に対しても出ておつたのであります  
す。しかし、これに対する対して政府は當  
に、これは大蔵大臣にいたしましても  
安本長官にいたしましてもまったく同  
様でありますたが、常に、いや千七百  
五一年五月一日起居令第三十九号に  
て二十二回目

さて、このようにして私は、最後の決算といたしまして大藏大臣に聞いたのです。一体この千七百五十億円といふのは、今日政府にとって、あるいは二十四年度予算案にとつて、それは打出の小づちであるのか。これに対し

表して、今上科されましる米國対日助見返資金特別会計法案並びに貿易

政府に對しても出ておつたのであります。しかし、これに對して政府は常に、これは大蔵大臣にいたしましても安本長官にいたしましてもまつたく様でありましたが、常に、いや千七百五十億円の見返勘定があるから何とかなるであろう、こういう、きわめてあ

さて、このようにして私は、最後の決算といたしまして大藏大臣に聞いたのです。一体この千七百五十億円といふのは、今日政府にとって、あるいはこの二十四年度予算案にとつて、それは打出の小づちであるのか。これに対しまして池田大蔵大臣は、その通りでありますと認めたのであります。しかし

別会計法案の二案に對して反対の意を述べるものでああります。今、どう

政府に對しても出でねつたのであります。しかし、これに對して政府は當時安本長官にいたしましてもまつたく同様でありますたが、常に、いや千七百五十億円の見返勘定があるから何とかなるであろう、こういう、きわめてあいまいなる答弁をやつておきました。しかも、これがある空茎書きまして、足

さて このようにして私は最後の大藏大臣に聞いたのです。一体この千七百五十億円といふのは、今日政府にとって、あるいは二十四年度予算案にとって、それは打出の小づちであるのか。これに對しまして池田大蔵大臣は、その通りでありますと認めたのであります。しかししながら、はたしてこれが打出の小づちであるかどうか。ここに根本の問題が

でも反対しなければならないその理由を申し述べたいと思います。

政府に對しても出ておつたのであります。しかし、これに對して政府は當に、これは大藏大臣にいたしましても安本長官にいたしましてもまつたく同様であります。常に、いや千七百五十億円の見返勘定があるから何とかなるであろう、こういう、きわめてあいまいなる答弁をやつております。しかも、これがある程度ききました、星自党の諸君も結局は黙つてしまふわけ

さて このようにして私は最後の  
決意としたしまして大藏大臣に聞いたの  
です。一体この千七百五十億円といら  
のは、今日政府にとつて、あるいはこ  
の二十四年度予算案にとつて、それは  
打出の小づちであるのか。これに對し  
まして池田大藏大臣は、その通りであ  
りますと認めたのであります。しかし  
ながら、はたしてこれが打出の小づちで  
あるかどうか。ここに根本の問題があ  
る。これが打出の小づちであつて、  
これを打ちさえすれば何でも足りない  
ものが出て来るというのであれば、こ

れは問題ではない。しかしながら、この打出の小づちといふものは、実は内容のないものである。これは、今これらから詳細に申し上げるところであります。

ん第一には、その米國対日援助見返資金特別会計に繰入れるべき千七百五十五億円、これが第一であります。さらに輸出向きの物資に対する買上げ代金の支拂い、こういうものが千八百八十六億円あるのであります。この二つを合せますと三千六百三十六億円になります。これがすなわち歳出であります。そうして見ますと、この三千六百三十六億円から三千百三十五億円を引いた残りの五百一億円というものは、黒字ではなくて実に赤字になる。この貿易を実際にやり、それから物を生み出してこれを買つたり賣つたりして、差引きするところは五百一億円の赤字を何とかしなければ千七百五十億円といいうものは生まれない勘定になる。

しかるに、この千七百五十億円、及び一般物資の輸入の面におきましても補給金がいりますが、それらを合せて八百三十三億円という輸入補給金を一般会計から政府は出しておられます。しかもそれだけではなく、さらに一般会計から貿易会計に向つて四百億円という、またこれも理由なしに一般会計からの繰入金を繰入れておるのであります。これらの八百三十三億円並びに四百億円、しめて一千三百三十三億円といいうものは、もうだれが何と申しましても、そのまま國民の税金負担であります。國民の税金から取上げて、これを補給金にしておる。この一千二百三十三億円がなければ、一千七百五十億円といいうものは出て來ないといいう勘定になるのであります。(拍手)してみれば、一千七百五十億円といいうものは外から與えられたものでもなく、どこから出て來るものでもない、結局は

われ／＼國民の税金負担として出て来るということがきわめて明瞭ではあります。しかししながら、これをでんと置いておけば、張子のとらの威力によりましていろいろなことができる。これはまったく空から有を生み出すといふ、きわめておもしろい手品がでる限りは——これに内美があり、内容がある限りは國民の税金である。それ以外に何ものもない。こういふものを使つて政府は今回の二十四年度の予算を動かそ、あるいはまた足りないところもこれでみなまかならうおうと言う。議員諸君は、このインチキなるからくりを御承知になりますれば、今にしてあの二十四年度予算案をうのみにされたことを、さぞかしほぞをかれることであろうと私は信ずるのであります。(拍手)

次に、この米國対日援助見返資金特別会計法案に対する反対理由といまして、この資金の運営には、いささかも自主性がないという重大なる一点であります。(拍手)御承知のように、この原案におきましては、その第四條第六項におきまして、この資金の運営あるいはまた使用につきましては連合軍最高司令官の承認を経なければならぬと、はつきり書いてある。いやしくも國会におきまして、憲法の第八十

三條ないし八十八條において認められておりますところのわれくの予算審議権、われくの國会の審議権といふものは一体どうなるのか。これがあらかじめ連合軍司令官の承認を得なければならぬ、しかもわれくはこれを自由に討議しなければならない、もしくはこの両者が食い違つた場合に、これをどうするか。こういう困難なる條文をこの中に平氣ではさんでおつたのであります。その政府の趣旨たるや、結局現在與党として多数を持つておる、だからして、どんなむりなことでもできる、どんなむりなことでもやれるから、こういうようなことがあつても、それは初めから何ら問題にならないであります。これはもううのみにするだけであろう、國民の國会の審議権などといふものは初めから放棄してかかるだろ、こういつたような頭を政府が持ちまして、平氣でこういう法案を出して來た。さすがにこの点につきましては、民自党の諸君の側からも猛烈なる疑義が起つて來たのであります。

立が完全に達成せられておらなかつた。その際におきましたも、この汚辱的な條文は絶対になかつたのであります。(拍手)こういうものは、いまだかつてなかつたのであります。われくは、戦後の民主主義のもとにおきまして、新しくこういう汚辱的な條文を差入れて、これによりまして、われくみずからがわれくみずからの首をくくるような、予算審議権を否定するような、そういうふらちなことはやりたくない、これはわれくの祖先に對しても申訴ないことであり、またわれくの子孫に対しても申訴ないことであると、いう趣旨のことを、われくはしばしば繰返し主張したのであります。幸いにして、この点に關しては民自覺の諸君も大いに賛成してくださつた。これによりまして、遂にこの二項の削除につきましても、われくは常に民族の独立、せめてわれく自身の國会の審議権の独立、ひいては國民の自主権の回復というこの一線をどこまでもわれわれがねらわなければならぬといふその趣旨が、十分におわかりになると思つてあります。(拍手)――さてしかしながら、この修正の建議案なるものは、不幸にしてただ單に表向き、この條文からこの二項の汚辱的なものを削除しただけでありますて、なおこの法案の實質に對して変更を加えるものではなかつた。われくは、むしろこの形式と同時に、この法案の持つておりますその實質、これがすなわち日本の自主性を失わせる、少

くもわが國の二十四年度予算案の、從つて國民經濟の實際の運行の自主性を失わると、いふこの重大なる一点について、さらに指摘せざるを得ないのです。

大体この点につきまして、もはや詳しく述べる必要がないのであります。が、日本の經濟再建に対しまして、この法案が實際に実施せられた場合におきましてどういふ影響があるか、われわれの國民生活に対するどういふ影響があるか、これがすなわち、われわれのこれから問題にしなければならない一点であります。（「運営はこつちにまかせたらしい」と呼ぶ者あり）諸君に運営をまかせた結果は一体どういふことになるか。今、それをこれから立証します第一に、この法案にありますところの会計の千七百五十億円といふもののその一部、特に二百七十億円といふものは建設公債の受けに使われるという、第二には、長期資金あるいは産業設備資金として使われるといふとであります。第三には國債の償還、これは事は日本國有鐵道並びに國營でありますと、実際はどういふ影響を國民經濟に及ぼすか。建設公債の場合におきまして注意しなければならないのは、これが事は日本國有鐵道並びに國營でありますところの通信事業に關係しておるといふことです。この二つの事業会計といふものに新しく外資が入つて来る。二百七十億円といふ莫大なる外資が入つて来る。これによりまして、その運営といふものの方針がどこに行くかといふことは、おのずからこれが察知せられるところではないでありましょか。

○副議長（岩本信行君） 風早君に申し上げますが、時間がもうあと三分ありますから、結論をお急ぎ願います。

○風早八十二君（続） これまでわれくの國におきまして、この建設面において、特に國鉄並びに通信事業の面におきまして、こういいう外資が入らなかつた、またこれを入れることはなかつたといふこの歴史は、これは決してむだな歴史ではなかつたのであります。これはすなわち、事業の性質上どうしても日本民族の独立に關係しておる事業である。これはわが日本の産業の一つの動脈であり、一つは神經系統である。これをもしも外資の導入によつて、従つてまたその背後にあるところの外國資本の利益によつて左右せられることになるならば、これから先、日本の鐵道並びに通信關係はどういうことになつて行くか。この点を考えるならば、この二百七十億の外資をただおめくと受取つておくわけには行かないのです。

さて、それだけではなく、皆様方は、大体千七百五十億円といふ見返勘定は、これはアメリカならアメリカならただでもらうものであるといふうに考えたならば、これはたいへんな間違いである。私は委員会におきまして、しばしばこの点について大藏當局に確かめたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。しかし、この点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。

○宮幡靖君（登壇） 第二には、この長期資金の問題であります。この点につきましては、今日まで私は、この資金の問題につきましてはたゞ述べたところでありますから、一應省きますが、要するに集中して、しかもこの点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。しかし、この点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。

○副議長（岩本信行君） 風早君に申し上げますが、時間がもうあと三分ありますから、結論をお急ぎ願います。

○風早八十二君（続） 今までわれくの國におきまして、この建設面において、特に國鉄並びに通信事業の面におきまして、こういいう外資が入らなかつた、またこれを入れることはなかつたといふこの歴史は、これは決してむだな歴史ではなかつたのであります。これはすなわち、事業の性質上どうしても日本民族の独立に關係しておる事業である。これはわが日本の産業の一つの動脈であり、一つは神經系統である。これをもしも外資の導入によつて、従つてまたその背後にあるところの外國資本の利益によつて左右せられることになるならば、これから先、日本の鐵道並びに通信關係はどういうことになつて行くか。この点を考えるならば、この二百七十億の外資をただおめくと受取つておくわけには行かないのです。

さて、それだけではなく、皆様方は、大体千七百五十億円といふ見返勘定は、これはアメリカならアメリカならただでもらうものであるといふうに考えたならば、これはたいへんな間違いである。私は委員会におきまして、しばしばこの点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。しかし、この点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。

さて、これは結局先取特權として、われわれは場合によつては特定の物件に対してこれをとることもできるのだといふことを、はつきりと述べておるのであります。しかば、講和會議の際に考えておかなければ、この二百七十億の外資をただおめくと受取つておくわけには行かないのです。

さて、それだけではなく、皆様方は、大体千七百五十億円といふ見返勘定は、これはアメリカならアメリカならただでもらうものであるといふうに考えたならば、これはたいへんな間違いである。私は委員会におきまして、しばしばこの点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。しかし、この点について大藏當局に確めたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくしがであります。

○宮幡靖君（登壇） 本特別会計の設定は、米國の対日援助の有効的実施を法定して、これを具備した上で、民主自由党を代表して、委員会において修正可決せられました原案に賛成の意を表するものであります。その理由をきわめて簡単に申上げます。

○副議長（岩本信行君） 風早君に申し上げますが、時間がもうあと三分ありますから、結論をお急ぎ願います。

○風早八十二君（続） 今までわれくの國におきまして、この建設面において、特に國鉄並びに通信事業の面におきまして、こういいう外資が入らなかつた、またこれを入れることはなかつたといふこの歴史は、これは決してむだな歴史ではなかつたのであります。これはすなわち、事業の性質上どうしても日本民族の独立に關係しておる事業である。これはわが日本の産業の一つの動脈であり、一つは神經系統である。これをもしも外資の導入によつて、従つてまたその背後にあるところの外國資本の利益によつて左右せられることになるならば、これから先、日本の鐵道並びに通信關係はどういうことになつて行くか。この点を考えるならば、この二百七十億の外資をただおめくと受取つておくわけには行かないのです。

さて、これは結局先取特權として、われわれは場合によつては特定の物件に対してこれをとることもできるのだといふことを、はつきりと述べておるのであります。しかし、これは結局先取特權として、われわれは場合によつては特定の物件に対してこれをとることもできるのだといふことを、はつきりと述べておるのであります。しかし、これは結局先取特權として、われわれは場合によつては特定の物件に対してこれをとることもできるのだといふことを、はつきりと述べておのであります。



日程第五、米國対日援助見返資金運當に関する決議案を議題といたしました。提出者の趣旨弁明を求めます。島村一郎君。

米國対日援助見返資金運當に関する決議案

米國対日援助見返資金運當に関する決議案

米國の特別の厚意により、わが國における通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に資せしめるため、米國対日援助見返資金を設置せんとする趣旨に鑑み、政府は右資金の運當に当たり、次の條項を遵守しなければならない。

一 政府は、米國対日援助見返資金特別会計法第四條第一項の規定による運用若しくは使用又は同條第五項の規定による國債の償却については、連合國最高司令官の承認を得て、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

二 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

三 政府は、右の承認を経て行つた五項の規定による國債の償却については、連合國最高司令官の承認を得て、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

四 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

○島村一郎君 だいま議題となりました米國対日援助見返資金運當に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず決議案を朗読いたします。

米國対日援助見返資金運當に関する決議案を朗読いたします。

米國の特別の厚意により、わが國

における通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に資せしめるため、米國対日援助見返資金を設置せんとする趣旨に鑑み、政府は右資金の運當に当たり、次の條項を遵守しなければならない。

一 政府は、米國対日援助見返資金特別会計法第四條第一項の規定による運用若しくは使用又は同條第五項の規定による國債の償却については、連合國最高司令官の承認を得て、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

二 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

三 政府は、右の承認を経て行つた五項の規定による國債の償却については、連合國最高司令官の承認を得て、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

四 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

五 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

六 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

七 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

八 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

九 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

十 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

十一 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

十二 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

十三 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

十四 政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならぬ。

前例も乏しいのみならず、連合國最高司令官に行政責任を轉嫁するごとき誤解を生ぜしめることとなり、かえつて米國の日本占領政策に沿わない結果となるおそれがあるとともに、内閣の責任を不明確にする懸念があると考えら

れましたからであります。しかしながら、同項に記されたる事実は、同規定の存置すると否とにかかわらず、連合軍の管理下にあり、また米國の援助を受けている現下の情勢に於いて、まことに必然の事項であるのを認めます。よつて会期は来る二十二日より五月十六日まで二十五日間延長するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

○副議長(岩村信行君) 御異議なしと認めます。よつて会期は来る二十二日より五月十六日まで二十五日間延長するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

に議院運営委員会にも諮つた上、參議院議長と協議の結果、來る二十二日より五月十六日まで二十五日間会期を延長したいと思います。これに御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(岩村信行君) 御異議なしと認めます。よつて会期は来る二十二日より五月十六日まで二十五日間延長するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

第六 第六

田方 廣文君

並木 芳雄君

第九 安部 俊吾君

第十 加藤 元君

原 雄君

院議長と協議の結果、來る二十二日より五月十六日まで二十五日間会期を延長したいと思います。これに御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(岩村信行君) 御異議なしと認めます。よつて会期は来る二十二日より五月十六日まで二十五日間延長するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

本日はこれにて散会いたします。



